

議案第127号

川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の制定について

川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例を次のとおり制定する。

平成24年9月3日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号。以下「法」という。）第2条第3号、第3条第1項、第5条第1項及び第6条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、公設試験研究機関（本市が設置する法第2条第1号に規定する公設試験研究機関をいう。以下同じ。）の研究業務（同条第2号に規定する研究業務をいう。以下同じ。）に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外となる職員)

第2条 法第2条第3号に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職を占める職員とする。

(1) 公設試験研究機関の長の職

(2) 公設試験研究機関の長を補佐し、当該公設試験研究機関の業務を整理する副所長等の職

(3) 公設試験研究機関に置かれる分室等の長の職
(任期を定めた採用)

第3条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合

(2) 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者（この号の規定によりかつて任期を定めて採用されたことがある者を除く。）を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合

(任期の更新)

第4条 任命権者は、前条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	605,000
5	704,000
6	804,000

- 2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	330,000
2	367,000
3	396,000

- 3 任命権者は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の号給を、その者が従事する研究業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。
- 4 任命権者は、第1号任期付研究員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる6号給の給料月額にその額と同表に掲げる5号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（川崎市特別職員給与条例（昭和23年川崎市条例第71号）第4条第2号に規定する額未満の額に限る。）又は同号に規定する額に相当する額とすることができる。
- 5 任命権者は、第1号任期付研究員又は第2号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給することができる。
- 6 第3項の規定による号給の決定、第4項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による任期付研究員業績手当の支給は、予算の範囲内で行われなければならない。

（給与条例の適用除外等）

- 第6条 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）第3条から第4条の2まで、第5条の2から第6

条の2まで、第7条、第13条の2及び第15条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、第1号任期付研究員については、給与条例第9条、第10条第2項及び第11条の規定は、適用しない。

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）及び任期付研究員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第 号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「100分の122.5（再任用職員にあっては、100分の65）」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5（再任用職員にあっては、100分の80）」とあるのは「100分の155」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」とする。

（第1号任期付研究員の裁量による勤務）

第7条 任命権者は、第1号任期付研究員の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第1号任期付研究員の裁量に委ねることが当該第1号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該第1号任期付研究員について、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。）

の規定による勤務時間の割振りを行わず、職務遂行の方法等に関し具体的な指示をしないこととし、その職務に従事させることができる。この場合において、当該第1号任期付研究員は、人事委員会規則の定めるところにより、その勤務の状況について任命権者に報告しなければならない。

2 前項の場合における第1号任期付研究員の勤務時間の算定については、月曜日から金曜日までの5日間（当該第1号任期付研究員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることになった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）である場合にあっては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることになった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従った週休日（勤務時間条例第4条の2に規定する週休日をいう。以下同じ。）以外の日）において、人事委員会規則で定める時間帯について勤務時間条例第4条の規定により1日につき7時間45分の勤務時間を割り振られたもの（育児短時間勤務職員等については、勤務時間条例第4条の2の規定により当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間を割り振られたもの）とみなし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。

3 第1項の場合において、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、第1号任期付研究員の勤務時間の状況に応じた当該第1号任期付研究員の健康及び福祉を確保するための措置を講ずるものとする。

4 第1項の場合において、人事委員会は、人事委員会規則の定めるところに

より、第1号任期付研究員からの苦情を処理するものとする。

- 5 勤務時間条例第4条、第4条の2（育児短時間勤務等の内容に従った週休日の割振りに係る部分を除く。）、第4条の3、第7条の2及び第7条の3の規定は、第2項の第1号任期付研究員には、適用しない。

（人事委員会規則への委任）

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（川崎市旅費支給条例の一部改正）

- 2 川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2項中「第2条第1項」の次に「及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第 号）第3条各号」を加える。

（川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 3 川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条に次の1項を加える。

- 3 育児短時間勤務をしている職員についての川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第 号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者
--------	------	------------------------

		の受ける号給に応じた額に、人事委員会規則で定める割合（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第4項	相当する額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と

（川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

4 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び特定任期付職員業績手当」を「、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当」に改める。

第9条の3中「職員又は」を「職員、」に改め、「特定任期付職員」という。）の次に「又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第 号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）」を加える。

第11条の2の次に次の1条を加える。

（任期付研究員業績手当）

第11条の3 第1号任期付研究員又は任期付研究員条例第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員に対して、任期付研究員業績手当を支給することができる。

第14条の4の次に次の1条を加える。

（第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員についての適用除外）

第14条の5 第3条の2、第4条、第4条の3、第9条の2及び第11条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、第1号任期付研究員については、第6条、第7条第2項及び第8条の規定は、適用しない。

第16条中「及び任期付職員条例」を「、任期付職員条例及び任期付研究員条例」に改める。

参考資料

制 定 要 旨

地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律及び地方公務員法の規定に基づき、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。